

過誤申立事由コード等一覧

	様式番号(※1)	様式名称	識別番号	サービス種類(※1)	申立理由コード	申立理由	
（介護給付費） （※6）	10	様式第二	7131	11: 訪問介護、15: 通所介護、71: 夜間訪問介護、78: 地域密着型通所	02	請求誤りによる実績取下げ	(※2)
				12: 訪問入浴、13: 訪問看護、14: 訪問リハ、16: 通所リハ	42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ	(※3)
				72: 認知症型介護、17: 福祉貸与、31: 居宅療養管理、81: 特別給付、	43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ	
				73: 小規模多機能、76: 定期巡回随時、77: 複合型、78: 地域密着型通	44	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ	
	11	様式第二の二	7132	64: 予防訪問介護、65: 予防通所介護、74: 予防認知通所	45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ	(※3)
				62: 予防訪問入浴、63: 予防訪問看護、64: 予防訪問リハ	46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ	
				66: 予防通所リハ、67: 予防福祉貸与、34: 予防居宅療養管理	47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ	
				81: 特別給付、75: 予防多機能型	99	その他の事由による実績の取下げ	(※2)
	21	様式第三	7143	21: 短期生活	01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整	※4
	24	様式第三の二	7144	24: 予防短期生活	09	時効による保険者申立の取下げ	(※5)
	22	様式第四	7155	22: 短期老健	11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整	
	25	様式第四の二	7156	25: 予防短期老健	12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)	
	23	様式第五	7164	23: 短期医療	21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整	
	26	様式第五の二	7165	26: 予防短期医療	29	時効による公費負担者申立の取下げ	
	2A	様式第四の三	7157	2A: 短期入所療養介護(介護医療院)	49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ(同月)	
	2B	様式第四の四	7158	2B: 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	4A	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)	
	30	様式第六	7171	32: 認知症型	4B	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ(同月)	
	31	様式第六の二	7172	37: 予防認知症型	4C	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ(同月)	
	32	様式第六の三	7173	33: 特定施設、36: 地域特定施設	4D	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)	
	33	様式第六の四	7174	35: 予防特定施設	4E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ(同月)	
34	様式第六の五	7175	38: 認知症型短期	52	適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取下げ		
35	様式第六の六	7176	39: 予防認知症型短期	53	適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取下げ		
36	様式第六の七	7177	27: 特定施設短期、28: 地域特定短期	54	適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取下げ		
40	様式第七	8124	43: 居宅支援	55	適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取下げ		
41	様式第七の二	8125	46: 予防支援	56	適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取下げ		
50	様式第八	7183	51: 福祉施設、54: 地域福祉施設	57	適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取下げ		
60	様式第九	7195	52: 老健施設	59	適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)		
61	様式第九の二	7196	55: 介護医療院サービス	5A	適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)		
70	様式第十	71A3	53: 医療施設	5B	適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)		
（総合事業） （※6）	10	様式第二の三	71R1	A1: 訪問型サービス(みなし)、A2: 訪問型サービス(独自)	5C	適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)	(同)
				A3: 訪問型サービス(独自/定率)、A4: 訪問型サービス(独自/定額)	5D	適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)	
				A5: 通所型サービス(みなし)、A6: 通所型サービス(独自)	5E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取下げ(同)	
				A7: 通所型サービス(独自/定率)、A8: 通所型サービス(独自/定額)	62	不正請求による実績取り下げ	
※7	20	様式第七の三	8171	A9~AE: 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	69	不正請求による実績取り下げ(同月)	
				AF: 介護予防ケアマネジメント費	90	その他の事由による台帳過誤	
※7	—	—	—	給付管理票			

- ※1 様式番号は、サービス種類に対応した様式番号を記入します。過誤取下げは、明細書単位となります。→同一事業所番号、同一明細書様式で複数のサービスを請求している場合はすべてが取り下げられます。
- ※2 通常事業所からの申し出による、申立理由コードは”02”または”99”となります
- ※3 保険者において、適正化過誤を行う場合は、申立理由コード”43”~”47”を使用して下さい。 国保連合会が受託している、適正化過誤を実施する場合については、45(医療突合)、46(縦覧点検)を使用します。
- ※4 高額の再計算のみを行うための過誤処理となります。給付実績の変更は行われません。実施には、事業所の請求状況等条件がありますので事前に国保連合会に確認をしてください。
- ※5 通常、保険者の申立の過誤処理における申立事由では使用しません。通常の過誤処理とは異なる処理となる場合がありますので使用される場合は事前に国保連合会に確認をお願いします。
- ※6 介護給付費の過誤と介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤では、過誤申立書様式が別になります
国保連へ提出する過誤申立情報は「識別番号:173」、介護予防・日常生活支援総合事業費は「識別番号:179」となります
- ※7 過誤申立で給付管理票の取下げは不可 → 給付管理票 作成区分<取消>または<修正>で対応 → <取消>は提出前に事業所の請求状況を確認する必要があります。